

---

## 第2回 鶴見川多目的遊水地土壤環境保全委員会

# 資料2 一時保管施設の今後の方向性

### — 調査計画(案) —

## 調査の必要性と調査対象地

### ■調査の必要性

一時保管施設は鶴見川多目的遊水地内に設置されており、鶴見川多目的遊水地の計画貯水容量を確保できていない状況である。鶴見川多目的遊水地の治水機能を確保するためには**当該地の活用が必要**となる。

一方、当該施設全体は一時保管土Aの処理にあたり**土壤汚染対策法の区域の指定**(H23.6)を受けており、区域指定の解除にあたっては当該地の異物混入土の性状把握等に必要な調査及び報告等、法に則った諸手続が必要となる。

本調査は将来的な維持・管理を含めた長期的な視点にたち、**当該地の利活用の方向性を定めるために必要**である。

### ■調査対象地



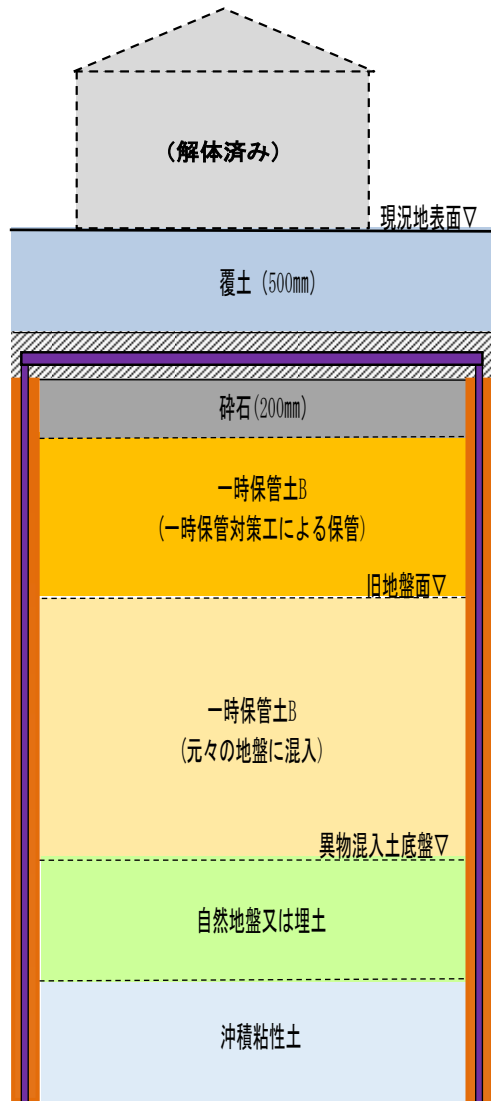
調査対象範囲:

神奈川県横浜市港北区小机町地先  
**形質変更時要届出区域の範囲**  
**(一時保管土Bの保管範囲)**

 : 対象地

## 土壌調査対象の目的と位置（基本的な考え方の整理）

調査は、一時保管土Aを無害化处理した後の**表土(覆土)部**を対象とした調査と、遮水シート以深の地中に封じ込められた部分である**一時保管土B**を対象とした調査に大別される。



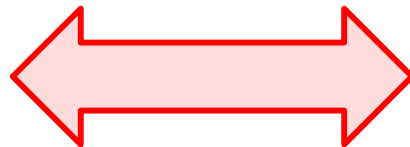
### 表層(覆土)

一時保管土A無害化处理工事後の調査対象部分の調査

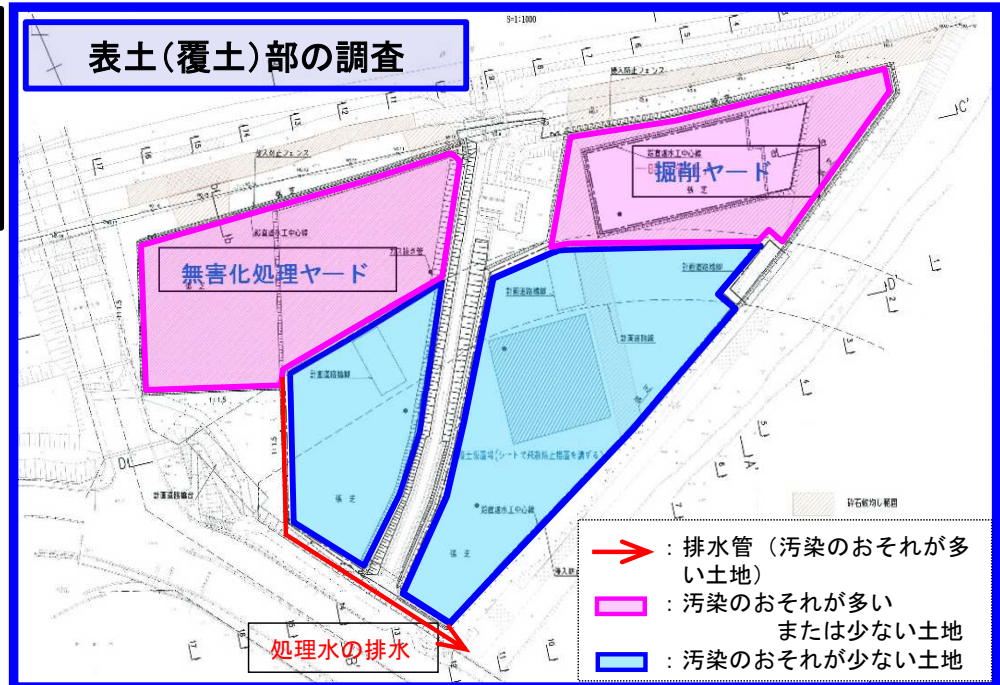


### 一時保管土B

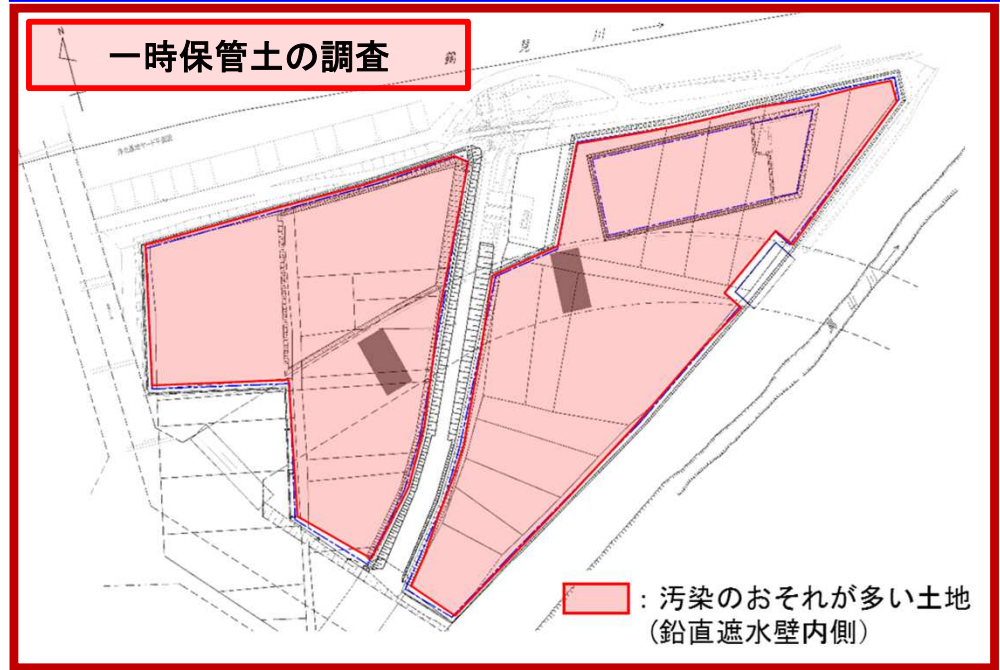
一時保管対策工事により封じ込められた部分の調査



### 表土(覆土)部の調査



### 一時保管土の調査

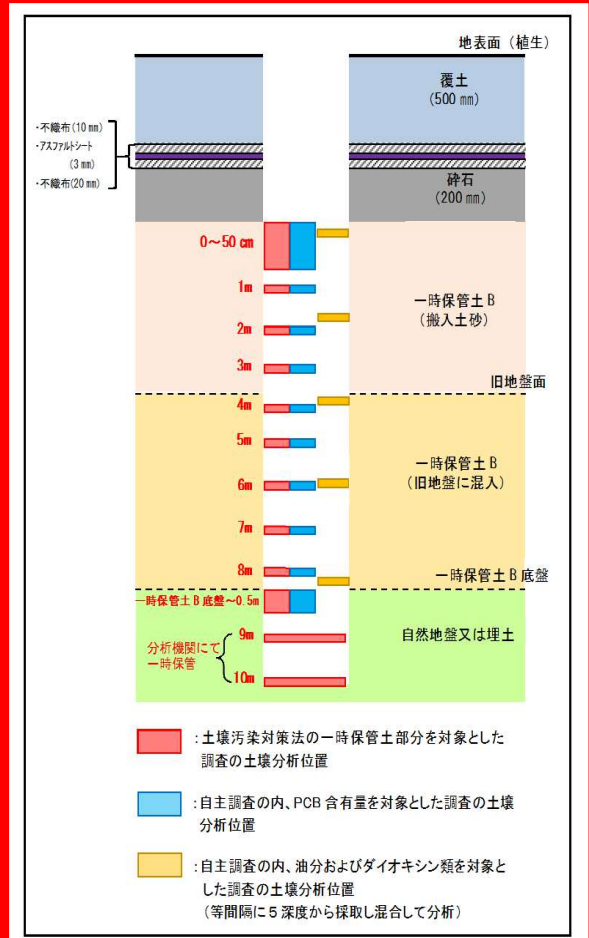
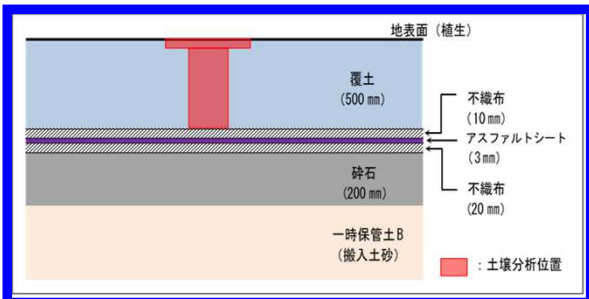


## 土対法等に係る調査（調査項目等）

表土（覆土）部分の調査

一時保管土Bの調査

### 調査深度



## 表土部

## 一時保管土B部

		土対法調査	自主調査		
			PCB含有量	油分	ダイオキシン類
調査項目	平面	【土壌溶出量と含有量】 シアン、水銀、鉛、砒素、ふっ素 【溶出量】PCB	【含有量】 PCB	【油分】 油臭・油膜、n-ヘキサン抽出物質含有量	【ダイオキシン類（土壌）】
	深度	10mメッシュを基本として汚染のおそれの程度で三段階に設定	10mメッシュ	30mメッシュ	
試験採取	平面	表層から0.5m（汚染のおそれがある範囲）	一時保管土の天端及び底盤から50cmまでの試料。深度1m毎の試料。	一時保管土B層範囲内で、等間隔になる5深度から採取して混合	
	深度	土壌汚染対策法の規定による	底質調査方法	油汚染対策ガイドラインによる	ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル
試験方法	平面	各種成分別に規定（土壌溶出量・土壌含有量基準）	PCB 10mg/kg	n-ヘキサン抽出物質含有量 5%以下	1000pg-TEQ/g（スクリーニング値：200pg-TEQ/g）
	深度	土壌汚染対策法を遵守	一時保管土Aで底質暫定基準を超えて検出しており、溶出だけでは有害性確認が不十分であるため実施	既存調査で油分が確認されているため、 <u>廃油（廃棄物）に該当しないことを確認</u>	一時保管土Aで環境基準を超えて検出しているため、 <u>それに該当しないことを確認</u>
評価指標					
設定根拠					

## ■ 土対法に係る調査の分析項目

シアン、水銀、鉛、砒素、ふっ素およびPCB【土壌溶出量と含有量】

### ○ 土壌溶出量試験に係る調査対象物質

物質名称	試験方法	土壌溶出量基準 (mg/L)
シアン化合物	土壌溶出量試験： 平成15年環境省告示 第18号	検出されないこと
水銀及びその化合物		0.0005以下 (アルキル水銀が検出されないこと)
砒素及びその化合物		0.01以下
鉛及びその化合物		0.01以下
ふっ素及びその化合物		0.8以下
ポリ塩化ビフェニル(PCB)		検出されないこと

### ○ 土壌含有量試験に係る調査対象物質

物質名称	試験方法	土壌溶出量基準 (mg/L)
シアン化合物	土壌溶出量試験： 平成15年環境省告示 第19号	50以下 (遊離シアンとして)
水銀及びその化合物		15以下
砒素及びその化合物		150以下
鉛及びその化合物		150以下
ふっ素及びその化合物		4000以下

## 水質等調査

### ■水質等調査の目的

一時保管施設では将来的には土地改変等が考えられる。そのため、初期値の把握や水質の安定確認が重要な基礎資料となることから水質等調査を計画する。

#### <調査項目の設定理由>

水質分析A、地下水位：地下水や採取したサンプルの状態を把握するための指標

水質分析B：一時保管土で汚染の可能性が高いとしている項目

#### <調査地点の設定理由>

遮水壁内側：一時保管土に触れている地下水の初期値を把握する。

遮水壁外側：「継続モニタリング調査」の結果、遮水壁内側でダイオキシン類の多少の変動がみられた。今後、一時保管施設でボーリング調査を行うことから、念のため、遮水壁外側に影響がないことの確認を行う。（項目はダイオキシン類のみ）

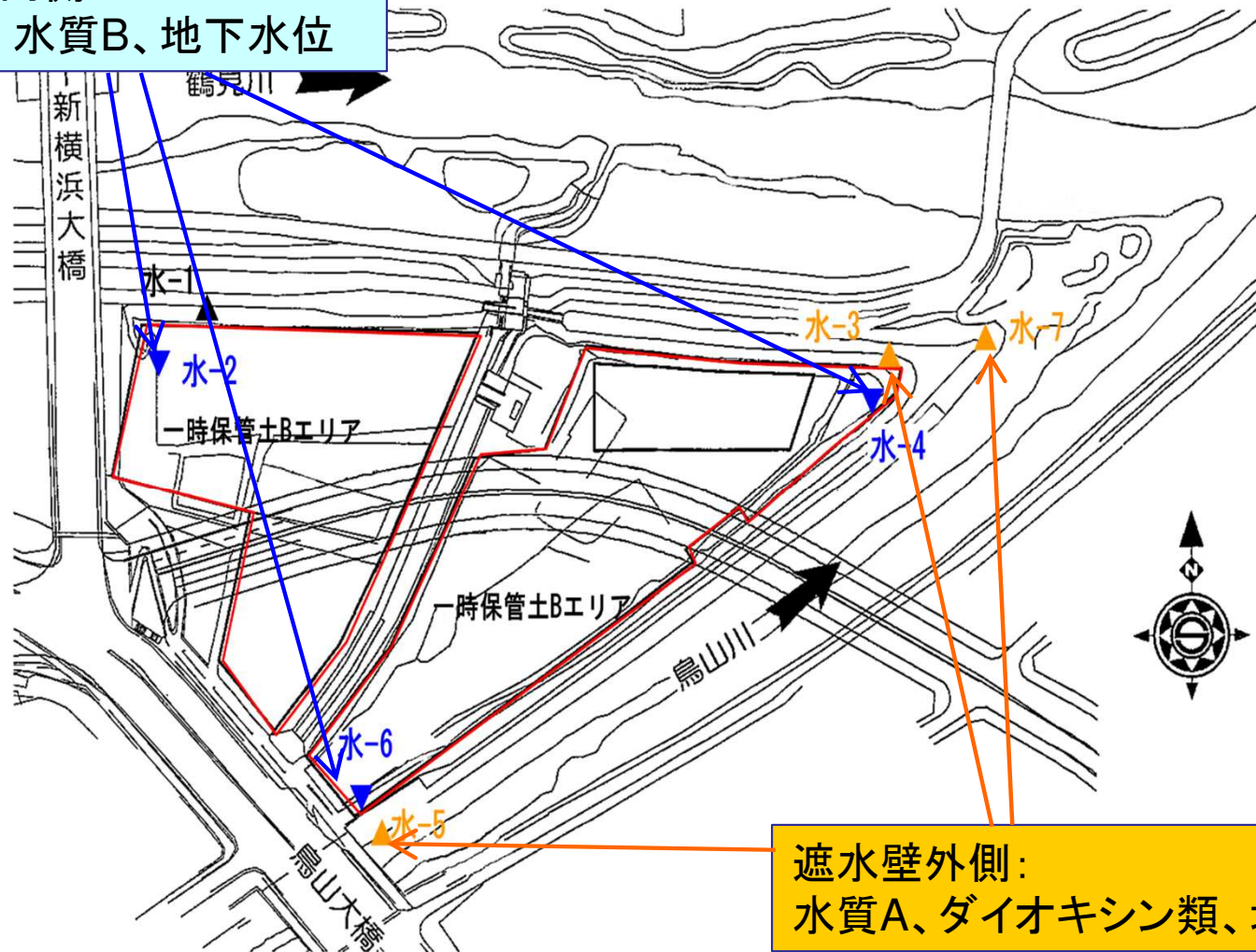
### ■水質等調査の地点と項目

場所	地点	水質分析A 水温、pH、電気伝導度、塩化物イオン、SS	水質分析B		地下水位
			① ダイオキシン類	② PCB、n-ヘキサン抽出物質(油分)、砒素、総水銀、鉛	
遮水壁内側	水-2、水-4、水-6	○	○	○	連続測定
遮水壁外側	水-6近傍	○	○	—	連続測定
	下流側	○	○	—	連続測定
	下流側・下層	○	○	—	水-7の水質測定時に水位測定

## 水質等調査

### ■ 水質等調査位置

遮水壁内側：  
水質A、水質B、地下水位



遮水壁外側：  
水質A、ダイオキシン類、地下水位

※水質分析の実施時期は、年1回(2月)

# 一時保管施設の今後の方向性 - 調査計画 (案) -

## ＜土壌調査結果の検討の方向性＞

- ◎ フロー図は、**土壌汚染状況調査結果に基づく検討の基本的な流れ**を示したものである。
- ◎ 一時保管土Bについて、**土壌汚染対策法に則って有害性が無いと確認**ができたものは、**基本的には問題ないとする**。
- ◎ **汚染土壌の範囲の考え方は土対法に基づく**。

**異物混入土Bの性状把握**

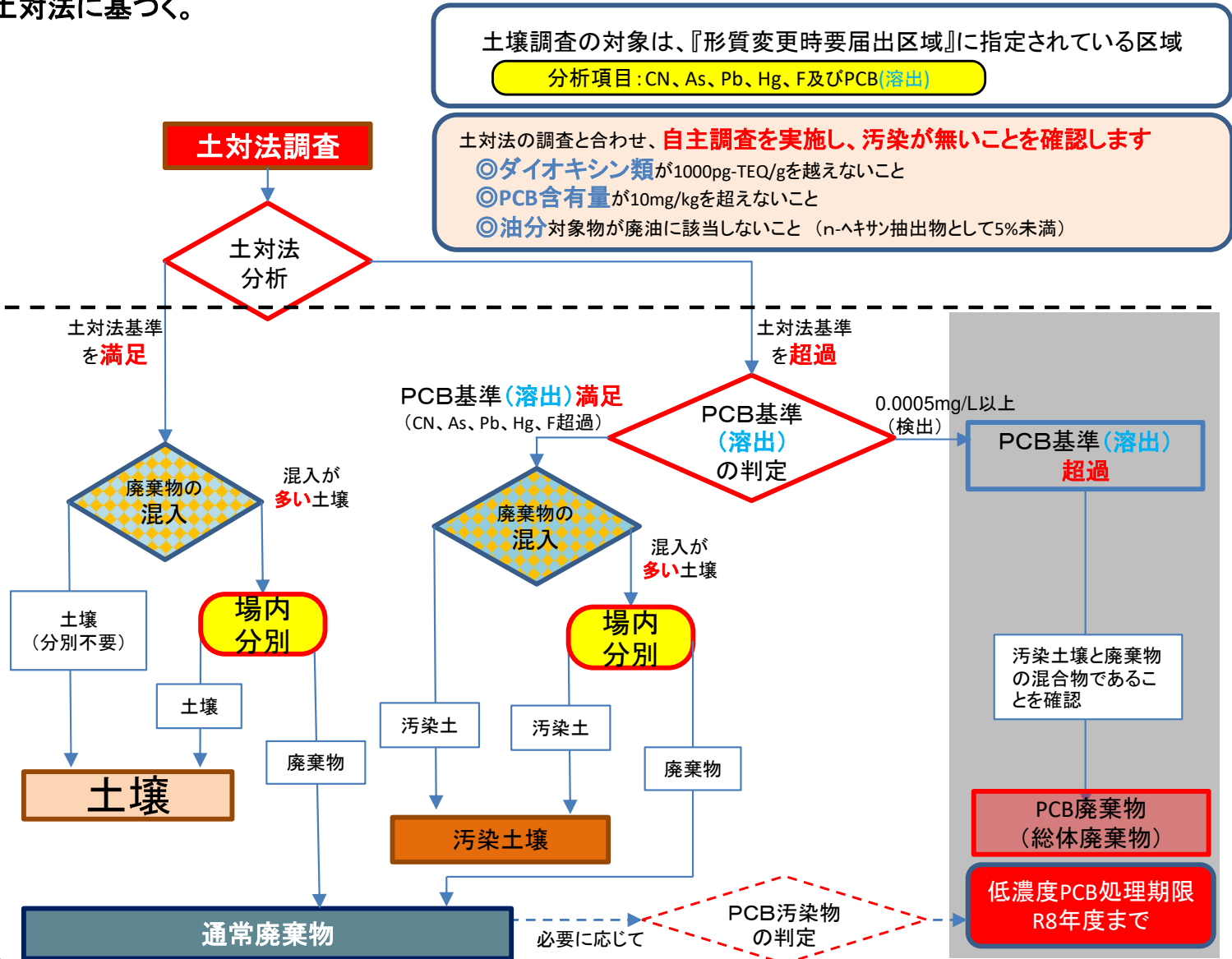
- ・調査は複数年度に渡っての実施を予定。
- ・調査の開始は今年度からを計画している。

**調査結果の基本的な流れ**

※処理計画については**土壌調査完了後に別途検討**。

- ①全体性状を把握
- ②施工方針・処理方針の決定  
(仮置き、分別方法、区域指定の解除、有害廃棄物遭遇時の対応方針等)
- ③詳細設計の実施

関係機関と連携を取りつつ適切に処理を実施していく



土壌調査の対象は、『形質変更時要届出区域』に指定されている区域

分析項目: CN、As、Pb、Hg、F及びPCB(溶出)

土対法の調査と合わせ、**自主調査を実施し、汚染が無いことを確認**します

- ◎ダイオキシン類が1000pg-TEQ/gを越えないこと
- ◎PCB含有量が10mg/kgを越えないこと
- ◎油分対象物が廃油に該当しないこと (n-ヘキサン抽出物として5%未満)

## ＜フローにおいて留意すべき点＞

- ◎ 一時保管土Bの実際の処理時において、混入異物(通常廃棄物)の性状によっては、その異物の有害性を確認する。
- ◎ 自主調査のPCB含有量の分析値が高いなどの場合にも異物の有害性の確認を検討する。
- ◎ 上記の確認で混入異物の有害性が認められた場合は、関係機関と協議し、異物周辺の土壌調査を検討する。

## 今後の工程案

	2015年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2036年度
	平成27年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和18年度
土壌汚染状況調査 水質等調査 委員会の開催 鶴見川多目的遊水地 土壌環境保全委員会 (仮称) 一時保管土B 処理検討委員会 アドバイザ会議等 届出等 土壌汚染対策法、 PCB特措法 等 汚染土壌等処理										
		一時保管施設範囲を対象 地歴調査 表層調査 一時保管土B部 調査								
					多目的遊水地事業用地全体を対象 多目的遊水地事業による土地の形質の変更に伴う調査					
	一時保管土Aの処理完了から のモニタリング結果の検証				一時保管土Bの処理に向けた水質等調査					
	第1回	第2回								
			土壌調査 中間報告	土壌調査 結果報告	処理・施工 方法等検討					
						施工内容 への助言等	施工内容 への助言等	施工内容 への助言等	施工内容 への助言等	
					一時保管施設範囲を対象 行政への報告、届出、手続き等					
					多目的遊水地事業用地全体を対象 届出、手続き等					
					一時保管施設範囲を対象 施工計画等					
					多目的遊水地事業用地全体を対象 施工計画等					
					汚染土壌、廃棄物の処理					
					低濃度PCB廃棄物の処理					

・ 一時保管土Bの処理方法や施工の手順等については、土壌汚染調査の結果を整理し、改めて検討を行う必要がある。  
 ・ また、多目的遊水地事業用地全体の施工計画等についても、土壌汚染調査の結果を基に検討することになる。

## 土壌調査のまとめと実施に際しての留意事項

- 土壌汚染対策法を遵守して調査を実施する
  - 自主調査として、過去に有害性が懸念された土壌汚染対策法に規定されていない有害物質についても、汚染がないことを確認（PCB含有量、油分、ダイオキシン類）
- ⇒ 一時保管土A相当の汚染がないことを改めて確認

一時保管土Aとは、  
PCB含有量 : 10mg/kg以上 又は  
ダイオキシン類: 1000pg-TEQ/g以上 のものが該当